

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 小川 克己

1 監査の種類

令和5年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和5年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○環境先進都市推進部 環境政策課 資源循環推進課 ○教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 歴史文化財課 教育機関 (学校給食センター 図書館 文化資料館 みらい教育リサーチセンター)	令和5年 9月13日から 令和5年11月17日まで	令和5年10月 3日 令和5年10月 4日
○生涯学習部 人権啓発課 市民力推進課 文化国際課 生涯スポーツ課 ○総務部 総務課 自治防災課 契約検査課 ○公平委員会事務局 ○監査委員事務局(固定資産評価審査委員会含む)	令和5年10月13日から 令和5年12月13日まで	令和5年11月10日 令和5年11月13日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 環境先進都市推進部

以下の各課に係る令和5年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 資源循環推進課

(ア) 一般廃棄物処理手数料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、納期限は原則として納入通知書の発行日から14日以内とし、休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 教育部

以下の各課等に係る令和5年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

(ア) 学校施設使用料の徴収について、調定金額に一部誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、摩擦熱で消えるペンが使用されているものが見受けられた。

提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。

イ 学校教育課
特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課
特に指摘する事項はなかった。

エ 歴史文化財課
特に指摘する事項はなかった。

オ 学校給食センター
特に指摘する事項はなかった。

カ 図書館
特に指摘する事項はなかった。

キ 文化資料館
特に指摘する事項はなかった。

ク みらい教育リサーチセンター
特に指摘する事項はなかった。

(3) 生涯学習部

以下の各課に係る令和5年8月末現在における財務に関する事務の
執行等について、抽出して監査を行った。

ア 人権啓発課
特に指摘する事項はなかった。

イ 市民力推進課
特に指摘する事項はなかった。

ウ 文化国際課
特に指摘する事項はなかった。

エ 生涯スポーツ課
特に指摘する事項はなかった。

(4) 総務部

以下の各課に係る令和5年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 公平委員会事務局

令和5年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(6) 監査委員事務局

令和5年8月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、環境先進都市推進部等における令和5年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査では、関係する委員会で任命された監事による監査済みの財務書類において、計数誤りではないが、数値の根拠が整理されていない箇所が見受けられた。

監査におけるチェック機能の強化や適正な財務諸表の作成が、公金に対する市民の信頼確保に繋がるものであることから、今後はその正確性を担保するため、適切な監査手法に基づいた公正で透明な取組みを積極的に導入し、会計監査の品質を向上させるよう努めていただきたい。